

感染症広域情報：サル痘の発生状況
(複数国での発生)(その9)

1 サル痘の発生状況

7月23日、世界保健機関(WHO)のテドロス事務局長が、サル痘の世界的な感染拡大が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」である旨認定したことを受けて、外務省では、25日、全世界に対してサル痘にかかる感染症危険情報レベル1を発出しました。WHOによれば、これまでにサル痘の感染は75か国・地域から累計で16,000人以上の感染症例(うちアフリカ地域から死亡5名)が確認されています。(発生国・地域については、下記の7月25日付WHOレポートをご参照ください。)

- 7月23日付WHO事務局長によるサル痘にかかる第2回緊急委員会ステートメント

<https://www.who.int/news-room/speeches/item/who-director-general-s-statement-on-the-press-conference-following-IHR-emergency-committee-regarding-the-multi-country-outbreak-of-monkeypox--23-july-2022>

- 7月25日付WHOによる現況レポート(英文)

<https://www.who.int/publications/m/item/multi-country-outbreak-of-monkeypox--external-situation-report--2---25-july-2022>

以上を踏まえ、海外に渡航される方や在留邦人の方々におかれては、感染予防に御留意ください。また、海外からの帰国者は、体調に異常がある場合は、到着した空港等の検疫ブースで検疫官に申し出るとともに、帰国後に症状が認められた場合は、医療機関を受診し、海外渡航歴を教えてください。

2 サル痘について

(1) 概要

サル痘はリスなどのげっ歯類が自然宿主として考えられる、ウイルスによって感染する病気です。一般的には発熱や発疹、リンパ節のはれ等の症状が見られますが、多くの場合、2～4週間で自然に治癒します。なお、今回の流行で先進国での死亡例は報告されておりません。

(2) 感染経路

感染した人や動物の皮膚の病変・体液・血液との接触(性的接触を含む)が中

心です（患者と長時間、近距離で対面することでことでの飛まつ感染もあります）。新型コロナウイルス感染症と異なり、人から人への感染は容易には起こりにくいとされています。

（３）予防法

サル痘の流行地では以下のような感染予防対策を心がけ、感染が疑われる場合（体の部位に関係なく、発疹や水ぶくれがある、発熱、頭痛などの症状が見られる等）には、直ちに医師の診察を受けてください。

- 症状のある人の飛まつ・体液との接触を避ける。
- 石けんと水、またはアルコールベースの消毒剤を使用した手指衛生を行う。
有症状者が使用した服、寝具、タオル、食器等に触れる際は特に手指衛生を心がける。
- サル痘を保有する可能性のあるげっ歯類等のほ乳類（死体を含む。）との接触を避け、野生の狩猟肉（ブッシュミート）を食べたり扱ったりすることを控える。

（４）治療

対症療法が基本。サル痘の感染が疑われる症状が見られた場合、医療機関にご相談ください。

（参考）

- 内閣官房（サル痘に関する関係省庁対策会議）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sarutou/index.html>

- 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/monkeypox_00001.html

- 厚生労働省検疫所

https://www.forth.go.jp/news/20220521_00001.html

- 国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/408-monkeypox-intro.html>

3 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3 か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3 か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○ 外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○ 外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4919

○ 外務省 海外安全ホームページ： <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(携帯版) <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

(現地在外公館連絡先)

各国の在外公館は以下の外務省ホームページをご参照ください。

○ 外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>